

参考－９

宇奈月ダム操作規則（抜粋）

（洪水警戒体制）

第13条 北陸地方整備局黒部河川事務所長（以下「所長」という。）は、富山地方気象台から富山県東部に降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

２ 所長は、第16条第１項及び第２項の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則に定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- （１） 北陸地方整備局、富山地方気象台、関西電力株式会社新愛本制御所（以下「制御所」という。）その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- （２） ゲート及びゲート操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源施設の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

（ゲート等の名称）

第15条 常用洪水吐ゲートとは、低越流部と高越流部の間にあるゲートをいう。

２ 越流部とは次の各号に掲げる部分をいう。

- （１） 洪水期間においては、低越流部及び高越流部
- （２） 非洪水期間においては、クレストゲートの頂部及び高越流部

（洪水調節等）

第16条 所長は、洪水期間においては、次の各号に定める方法により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- （１） 水位が、制限水位から標高250.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流により行うこと。
- （２） 水位が、標高250.0メートルから253.0メートルに達するまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、常用洪水吐ゲートをそれぞれ別表１に掲げる当該水位について定める開度に操作して放流すること。
- （３） 水位が、標高253.0メートルを超えたとき以後は、越流部及び常用洪水吐ゲートからの自然放流により行うこと。
- （４） 第２号又は第３号による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 第２号の場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が減少しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、流入量と放流量が等しくなるときまで放流すること。

ロ 第３号の場合にあっては、最大流入量のときの放流量を、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

- （５） 前号の方法による操作の後、流入量が増加しはじめた以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 前号イの場合にあっては、第２号に規定する方法により放流を行うこと。

ロ 前号ロの場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

- （６） 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、前号イ又はロの場合にあっては、第４号イ又はロの方法により放流を行うこと。

- （７） 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、水位が制限水位に下がるまでの間に、流入量がふたたび増加しはじめたとき以後は、次に定める方法により放流を行うこと。

イ 水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第１号の方法による操作の途中で次条の規定に移行した場合にあっては、第１号に規定する方法により放流を行うこと。また、水位が制限水位から標高250.0メートルまでの間にあり、第１号以外の方法による操作の途中で、次条の規定に移行した場合にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、水位が標高250.0メートルを超えたとき以後は、次のロに規定する方法により放流を行うこと。

ロ 水位が標高250.0メートルから標高253.0メートルまでの間にあっては、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめたときの常用洪水吐ゲートの開度で放流し、当該開度が別表１に定める開度にあっては、水位が同表に定める当該開度における水位に達したとき以後、又は当該開度が別表１に定める以外の開度にあっては、水位が同表に定める当該開度より大きい直近の開度における水位に達したとき以後は、常用洪水吐ゲートをそれぞれ当該水位について定める開度に操作して放流し、水位が標高253.0メートルを超えたとき以後は、第３号に規定する方法により放流を行うこと。

ハ 水位が標高253.0メートルを超えているときは、越流部からの自然放流を行うとともに、流入量が増加しはじめ

たときの常用洪水吐ゲートの開度で放流すること。

- (8) 放流量が毎秒6,200立方メートルに達したとき以後は、流入量が毎秒6,200立方メートルに等しくなるまで、毎秒6,200立方メートルの水量を放流すること。

- 2 所長は、非洪水期において水位が常時満水位を超える場合にあっては、越流部からの自然放流により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

- 第17条** 所長は、降水期間において、前条第1項本文の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、すみやかに水位を制限水位に低下させるため、降水調節を行った後にあっては、前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、越流部からの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節の後において、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

- 2 所長は、非洪水期において、前条第2項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水に調節を行った後において、越流部からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、洪水調節を行った後にあっては、下流に支障を与えない程度の流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒650立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

- 第18条** 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

室 牧 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

- 第15条** 室牧ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の1に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
(2) その他の洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第16条** 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台、室牧発電所(以下「発電所」という。)その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
(2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予想すること。
(3) 洪水調節計画をたてるとともに、非洪水期間にあっては予備放流水位を定めること。
(4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダムの操作に関し、必要な措置をとること。

(予備放流)

- 第17条** 所長は、非洪水期間において次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号の規定により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

- 第18条** 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒100立方メートルから毎秒595立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒{(流入量-100)×0.33+100}立方メートルを放流すること。
(2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒{(前号の方法による操作中における最大流入量-100)×0.33+100}立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
(3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。

(4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒100立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量-100) \times 1/0.33 + 100\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

(5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該放流量-100) \times 1/0.33 + 100\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第1号から第4号に定める方法により放流すること。

(6) 流入量が毎秒595立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒265立方メートルに等しくなるときまで、毎秒265立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節後における水位の低下)

第19条 所長は、洪水期間においては、前条の規定により洪水調節を行なった後において水位が制限水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、非洪水期間にあつては気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

上 市 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) ゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節)

第15条 所長は、洪水期間においては、流入量が毎秒170立方メートルに達した後は、コンジットゲートの開度を全開し、クレストゲートの開度を2.5メートルの一定開度に保つ方法により、洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が第8条に規定する制限水位より著しく下にある場合又は標高195.4メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、洪水期間において、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、第15条の規定により洪水調節を行つた後又は前条の規定により洪水に達しない流水の調節を行つた後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、洪水調節を行つた後においては第15条に定める方法により、洪水に達しない流水の調節を行つた後においては毎秒170立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められる場合は、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

上 市 川 第 二 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 上市川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他必要があると認める場合は、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) その他洪水調節を行うために必要な措置

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(1) 洪水期間 水位が制限水位を超える場合は下部常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は下部常用洪水吐き及び上部常用洪水吐き

(2) 非洪水期間 水位が常時満水位を超える場合は、上部常用洪水吐き

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行つた後においては、前条の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を、洪水期間にあつては制限水位、非洪水期間にあつては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合は、これを解除しなければならない。

和 田 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調整等

(洪水警戒体制)

第17条 和田川ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられとき。

(2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第18条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執つたときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川課、高岡土木センター、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、企業局発電制御所、射水平野土地改良区中央管理所、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(2) 和田川に係る最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及びその流入量の時間的变化を予測すること。

(3) 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

(4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 19 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 20 条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- (1) 和田川からの流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 185 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を極力放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めたとき以降は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.48+60\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで極力放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以降は、1 号から 2 号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加し、流入量が放流量と等しくなったとき以降は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1/0.48+60\}$ 立方メートルを超えたとき以降は、1 号から 4 号に定める方法により放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 185 立方メートルを超えたとき以降は、流入量が毎秒 120 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 120 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 21 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後、又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位を超えているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 22 条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 23 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。
(水位の上昇)

第 24 条 所長は、気象、水象その他の状況により、予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

利 賀 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 13 条 利賀川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合にあっては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山県砺波土木センター、北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山地方気象台、関西電力㈱千束ダム管理所、関西電力㈱北陸水力制御所（以下「水力制御所」という。）その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 非洪水期間については、洪水調節計画をたて、予備放流計画を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が予備放流水位を超えているときは水位を洪水期間にあっては、当該予備放流水位に、非洪水期間にあっては前条第3号の予備放流計画に基づき、当該予備放流水位を限度として低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒 60 立方メートルから毎秒 330 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、放流すること。
- (2) 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-60) \times 0.52 + 60\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。
- (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第1号から第2号に規定する方法により放流すること。
- (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 60 立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。
- (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-60) \times 1 / 0.52 + 60\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。
- (6) 流入量が毎秒 330 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 200 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 200 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は、次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めなければならない。

白 岩 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 白岩川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行なおうとする場合は、洪水警戒体制を執ることが出来る。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、立山土木事務所、富山地方気象台及びその他の細目で定める関係機関と連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 流入量が毎秒30立方メートルから毎秒340立方メートルの間にあって増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
 - (2) 前号の放流による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルの水量を流入量が当該量に等しくなるとき又は、流入量が前号の方法により操作中における最大流入量と等しくなるまで放流すること。
 - (3) 前号の方法による操作の後、流入量が第一号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、第一号から第二号に規定する方法により放流すること。
 - (4) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において放流量が毎秒30立方メートルを下回るまでの間に流入量が再び増加した場合で流入量が放流量と等しくなったとき以後は流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。
 - (5) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-30) \times 0.677 + 30\}$ 立方メートルを超えたとき以後は第1から第4号に定める方法により放流すること。
 - (6) 流入量が毎秒340立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルに等しくなるときまで、毎秒240立方メートルの水量を放流すること。
- (洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は前条の規定により洪水調節を行った後、又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては前条第1項本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒30立方メートルの水量を限度としてダムから放流を、行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の水量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は気象、水象、その他の状況により必要があると認める場合には洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

子撫川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 子撫川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、高岡土木センター小矢部土木事務所、国土交通省富山河川国道事務所、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) 洪水調整計画をたてること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第14条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒40立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(\text{流入量}-40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを

限度として放流すること。

(2) 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量 - 40) \times 0.37 + 40\}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(3) 次条の規定によりダムから放流を行なっている場合において流入量が毎秒40立方メートルを下らず、かつ、水位が常時満水位に低下するまでの間に流入量がふたたび増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなったときの放流量に等しい流水を放流すること。

(4) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量 - 40) \times 1 / 0.37 + 40\}$ 立方メートルに等しくなったときから以降は、第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 所長は、前条の規定により洪水調節を行なった後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調整を行なった後において、水位が、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第16条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

境川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 境川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、境川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、砺波土木センターその他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

角川ダム操作規則（抜粋）

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 富山地方気象台から降雨に関する注意報又は、警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水位に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

（洪水調節等）

第13条 所長は、水位が常時満水位を越える場合は、放流管からの自然放流により、洪水及び洪水に達しない流水の調節を行なうものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

布 施 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第13条 新川土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、布施川ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制をとらなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位（制限水位）を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

朝 日 小 川 ダ ム 操 作 規 則 （抜粋）

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第11条 新川土木センター入善土木事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合には、これを解除しなければならない。

大 谷 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、大谷ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 非降雪期間 水位が制限水位を超える場合は常用洪水吐き、水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き及び常用洪水吐き(横越流)。
- (2) 降雪期間 水位が常時満水位を超える場合は常用洪水吐き(横越流)。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第16条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、前項の規定による常用洪水吐きからの自然放流により、水位を非降雪期間にあっては制限水位、降雪期間にあっては常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

舟 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

(洪水警戒体制)

第11条 新川土木センター入善土木事務所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、舟川ダム操作細則(以下「細則」という。)で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

熊 野 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 富山県土木部河川課、富山地方気象台その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第14条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位をこえる場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第15条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

久 婦 須 川 ダ ム 操 作 規 則 (抜粋)

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 富山土木センター所長(以下「所長」という。)は、次の各号の一に該当する時は洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 富山地方気象台からダムに係る直接集水区域を含む予報区を対象として降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置を執ること。

(洪水調節等)

第16条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- (1) 洪水期 水位が制限水位を超える場合は、洪水期常用洪水吐き及び非洪水期常用洪水吐き。
- (2) 非洪水期 水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期常用洪水吐き。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非洪水期にあつては常時満水位、洪水期にあつては制限水位に常用洪水吐きからの自然放流により水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

城 端 ダ ム 操 作 規 則 （ 抜 粋 ）

第 4 章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第12条 砺波土木センター所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、城端ダム操作細則（以下「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 富山県土木部河川課、その他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第14条 洪水調節等は、水位が常時満水位（制限水位）を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第15条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位（制限水位）に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第16条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認められる場合には、これを解除しなければならない。